

通所介護事業所運営規程 (変更後)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵仁会が運営する通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員・看護師または介護福祉士（以下「通所介護従業者等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者や事業対象者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持に努める。

2 利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 通所介護事業所古賀山荘

(2) 所在地 長崎市古賀町806-7

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤 生活相談員と介護職員を兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行うとともに、自らも通所介護の提供に当たるものとする。

(2) 生活相談員 3名

（常勤3名 専任1名 管理者と介護職員を兼務1名、介護職員を兼務1名

生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。

(3) 看護職員 3名

（常勤1名 機能訓練指導員を兼務、非常勤2名 機能訓練指導員を兼務）

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(4) 介護職員 9名

常勤7名（内 兼務3名） 非常勤2名

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 3名

(常勤1名 看護職員と兼務、非常勤2名 看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) 調理員 2名

(常勤1名 介護職員と兼務、非常勤1名)

調理員は、食事の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月15日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。
- (3) 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は1日35人とする。

(通所介護の内容及び利用料等)

第7条 通所介護の内容は次のとおりとし、(介護予防)通所介護を提供した場合の利用額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は長崎市が定める基準によるものとする。当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護負担割合証の負担割合に応じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事などの介護及び機能訓練
- (2) 日常生活上の相談援助
- (3) 健康状態の確認
- (4) 養護
- (5) 送迎
- (6) 介護方法の指導

2 事業所は、前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 食費 1食あたり 510円
- (2) おむつ代・写真代 (実費)
- (3) 通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- (4) 通所介護に通常要する時間を超える通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の通所介護に係る居宅介護サービス

ス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用。

- 3 事業所は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長崎市（古賀町、中里町、つつじが丘 1～5 丁目、かき道 1～6 丁目、網場町、宿町、牧島町、芒塚町、界 1～2 丁目、田中町、鶴の尾町、平間町、矢上町、東町、戸石町、高城台 1～2 丁目、本河内町、新大工町、馬町、桜馬場、松原町、船石町、上戸石町、現川町、川内町、春日町、潮見町）諫早市（多良見町、飯盛町、森山町）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者又はその家族は、サービスを受けるに際して次の事項に該当する場合は、その旨を申し出ることとする。

- (1) 入院加療を要する病態であるとき。
- (2) 伝染性疾患を有し、他の利用者に感染させる恐れがあるとき。

(緊急時における対応方法)

第10条 通所介護従業者等は、通所介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、家族に連絡し管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 非常災害対策においては、防火管理者又は火気、消防などについての責任者を定め、消防計画の樹立等の業務を行う。

第12条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更も行うものとする。

(相談・苦情対応)

第13条 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を【重要事項説明書】に記載のとおり設置し、自ら提供した通所介護サービスに関する利用者の要望・苦情等に対し敏速に対応する。

- 2 事業者は、自らが提供したサービスについて、市町村あるいは国民健康保険団体連合会から調査を受けた場合にはそれに協力し、指導や助言を受けた場合にはそれに従う。
- 3 事業者は、利用者あるいは介護者（家族等）が苦情申し立てを行ったことを理由とし

て、利用者に対して不利益な取り扱いをすることはしないものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 事業所は、通所介護従業者等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人恵仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 15 条 事業所は、適切な通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的關係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 16 条 事業所は虐待の発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 15 年 4 月 1 日 一部改正

平成 16 年 4 月 1 日 一部改正

平成 17 年 6 月 1 日 一部改正

平成 17 年 10 月 1 日 一部改正

平成 19 年 8 月 21 日 一部改正

平成 20 年 4 月 21 日 一部改正

平成 21 年 5 月 7 日 一部改正

平成 22 年 4 月 5 日 一部改正

平成 23 年 8 月 1 日 一部改正

平成 23 年 12 月 1 日 一部改正

平成 26 年 7 月 1 日 一部改正

平成 27 年 1 月 21 日	一部改正
平成 29 年 7 月 1 日	一部改正
平成 29 年 10 月 21 日	一部改正
平成 30 年 6 月 1 日	一部改正
令和元年 5 月 7 日	一部改正
令和 2 年 5 月 15 日	一部改正
令和 3 年 10 月 15 日	一部改正
令和 4 年 2 月 1 日	一部改正
令和 4 年 9 月 1 日	一部改正
令和 5 年 6 月 1 日	一部改正
令和 6 年 7 月 1 日	一部改正